

## 競争参加者の資格に関する公示

下久保ダム管理所が発注する取水口付近堆砂対策検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和2年5月15日

独立行政法人水資源機構 理事長

### 1 業務概要

- (1) 発注事務所 下久保ダム管理所
- (2) 業務名 取水口付近堆砂対策検討業務
- (3) 業務内容 本業務は、下久保ダム貯水池内に堆砂している土砂の内、ダム堤体の取水口付近に堆積しているシルト・粘土分への対策について検討を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和3年12月28日まで

### 2 申請の時期

令和2年5月15日から令和2年5月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。  
なお、令和2年5月26日以降当該業務に係る技術提案書の提出のときまで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、令和2年5月15日から別途指定するホームページからダウンロードすることにより交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出先 〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2  
独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課  
電話 048-600-6534 FAX 048-600-6588

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 以下の各号に該当しない者であること。

- (a) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (b) 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した業務の請負契約において、過去1年以内に次のいずれかに該当する事実があると認められる者
  - イ 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
  - ヘ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
  - ト イからへまでのいずれかに該当する事実があった後1年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- (c) 当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- (d) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ）に基づく再生手続きがなされて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていない者又は手形所交換による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (e) 一般競争（指名競争）参加資格申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (f) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (g) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構発注からの排除要請があり、当該状態が継続している者

② 当機構における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者。

③ 当機構における指名停止の期間中でないこと。

④ 平成30年11月12日付け公示4の(1)から(7)までに該当しないものであること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同方式の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12経契第248号、12技第46号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

#### 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定書通知書」により通知する。

#### 7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあたっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

#### 8 その他

（1）設計共同体の名称は「取水口付近堆砂対策検討業務△△・××設計共同体」とする。

（2）当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和2年5月15日付け分任契約職）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。